

鈴鹿テニス協会設置の倉庫利用について

平成30年度より、鈴鹿テニス協会は現在設置されている、倉庫が体育館の補修に伴い廃棄される事が決まりましたので、協会専用の倉庫の設置を総会にて提案し了承された事を踏まえ下記に利用規約を記載します。

尚 申し込みが多数ある場合は「抽選」としますが、「抽選方法・時期等」については、別途 協会ホームページ上に掲載します。

『鈴鹿テニス協会設置の倉庫利用規約』

1. 設置時期 : 平成30年4月6日
2. 設置場所 : 市営コート西側 10番コート側の外
3. 使用は鈴鹿テニス協会登録団体に限る
4. 利用についての、整理整頓は利用者が行い団体名を表示する
5. 利用申し込み方法は下記の「倉庫利用許可申請書」添付でEメールにて申請する
6. 利用団体が多数の場合はスペースに限りがあるので抽選とする
7. 利用期間は1年間(4月1日～翌年3月31日迄)とし毎年更新する事とする
8. 協会主催の教室と鈴鹿ジュニアチームについては、優先利用とする
9. 貸与する倉庫の「鍵」は申請団体が責任を持って管理する
10. 「鍵」は協会に必要代金を支払い受け取る(紛失の場合も同様とする)
11. 利用をやめた場合「鍵」は協会に返却する(返却時点で受け取った代金は返却する)